

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容		資料館の使用料の還付
根拠法令等及び条項		栃木市歴史民俗資料館条例第11条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市歴史民俗資料館条例第11条 栃木市歴史民俗資料館条例施行規則第4条
	参考事項	なし
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成26年3月20日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 使用料の不還付（栃木市歴史民俗資料館条例第11条） 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>2 使用料の還付（栃木市歴史民俗資料館条例施行規則第4条）</p> <p>(1) 条例第11条ただし書の規則で定める特別の理由とは、次のとおりとする。</p> <p>ア 災害その他不可抗力により、施設等の利用が不可能になったとき。</p> <p>イ 利用日の2日前までに利用申請の取消しを申し出たとき。</p> <p>ウ 公益上又は管理上の理由により、利用を禁止したとき。</p>	